

各検討会・ワーキンググループの開催状況等について

<p>新たな社会的養育の在り方に関する検討会</p> <p>〔座長：奥山 眞紀子 座長代理：松本 伊智朗〕</p>	<p>児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会</p> <p>〔座長：吉田 恒雄〕</p>	<p>子ども家庭福祉人材の専門性確保WG</p> <p>〔座長：山縣 文治 座長代理：西澤 哲〕</p>	<p>市区町村の支援業務のあり方に関する検討WG</p> <p>〔座長：松本 伊智朗 座長代理：井上 登生〕</p>
<p>第1回：7月29日（金）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検討会の開催について ・意見交換 	<p>第1回：7月25日（月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検討会の開催について ・意見交換 	<p>第1回：7月29日（金）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・WGの開催について ・意見交換 	<p>第1回：8月8日（月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・WGの開催について ・意見交換
<p>第2回：9月16日（金）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各検討会・WGの開催状況 ・法改正後の進捗状況 ・関係団体ヒアリング 	<p>第2回：8月31日（水）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回検討会におけるご指摘事項等について ・児童相談所への調査項目（案）について ・関係団体、有識者ヒアリング 	<p>第2回：9月2日（金）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉司スーパーバイザー研修、児童福祉司任用後研修、児童福祉司任用前講習会の到達目標等について 	<p>第2回：9月16日（金）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の進め方のイメージ共有 ・論点整理の確認 ・支援拠点の機能のあり方
<p>第3回：10月7日（金）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各検討会・WGの開催状況 ・法改正後の進捗状況 ・個別の論点についての議論 ・関係団体等ヒアリング 	<p>第3回：9月26日（月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論点ごとの議論 	<p>第3回：10月7日（金）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修カリキュラム（たたき台）等について （児童福祉司任用後研修、児童福祉司任用前講習会） ・到達目標等について （児童福祉司スーパーバイザー研修、要対協調整機関専門職任用後研修） 	<p>第3回：10月21日（金）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営指針（たたき台）について ・意見交換
<p>第4回：10月21日（金）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各検討会・WGの開催状況 ・個別の論点についての議論 ・関係団体等ヒアリング 	<p>第4回：10月14日（金）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査結果に基づく争点整理 ・論点ごとの議論 	<p>第4回：11月下旬（予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修カリキュラム（案）等について ・児童相談所等の専門性の向上等（課題の整理） 	<p>第4回：11月30日（予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営指針（素案）について ・ガイドライン（たたき台）等について
<p>第5回：11月18日（金）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各検討会・WGの開催状況 ・法改正後の進捗状況 ・個別の論点についての議論 	<p>第5回：10月31日（月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論点ごとの議論 	<p>12月（予定）</p> <p>ガイドライン案の策定</p>	<p>12月中上旬（予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営指針（案）について ・ガイドライン（たたき台）について
<p>第6回：11月30日（水）（予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各検討会・WGの開催状況 ・個別の論点についての議論 ・関係団体等ヒアリング(追加) 	<p>第6回：11月14日（月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論点ごとの議論 <p>第7回：11月28日（月）（予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論点ごとの議論 <p>秋を目途に一定のとりまとめ</p>	<p>↓</p>	<p>2月上旬（予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドライン（素案）について
<p>↓</p>	<p>↓</p>	<p>↓</p>	<p>3月中旬（予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指針及びガイドラインのとりまとめ

※第5回検討会資料2-2と同じ。

司法関与に関する論点等について

1. 一時保護について

目指す方向性(案)

- 一時保護が親権の強い制限であることを踏まえ、裁判所の関与を導入することが考えられるのではないか。
- その場合、緊急時の対応に支障が出ないようにすること、また、児童相談所が必要な一時保護をためらう等子どもの適切な保護がさまたげられることがないようにすることが必要と考えられる。

論点

- (1) 一時保護に裁判所の審査を設けることが必要な理由・立法事実について
 - 現行制度における問題点・課題は何か。
 - ・ 一時保護は親権の強い制限であることや、子どもの権利条約の趣旨を踏まえ、司法の関与を強化することが望ましいのではないか。
- (2) 裁判所の審査の範囲や対象について
 - 一時保護の開始に当たって、その必要性や手続の適正性を担保するため、事前審査を設けるべきではないか。
 - ・ 審査を経て行うことができる一時保護の期間はどの程度とするか。
 - 事前審査を行うこととする場合には、緊急時には、行政の職権による一時保護を行えるようにすることが必要ではないか。
 - ・ 職権による一時保護について事後審査を行うか、あるいは、短期間のものとして事後審査を不要とするか。
 - ・ 職権による一時保護の期間はどの程度とするか（例えば、7日間とするか）。
 - ・ 職権による一時保護の期間を超える場合の審査は、どのような仕組みとするか。
 - 一時保護の期間が一定期間を超えることの適否を審査することとするか。
 - ・ 司法審査が必要とされる一定期間をどの程度とするか。また、その理論的根拠をどのように考えるか。
 - ・ 現行では、一時保護の期間は2か月を超えてはならないとされており、これが目安になるのではないか。
- (3) 裁判所が判断する際の要件について
 - 一時保護そのものの適否を審査する場合に、一時保護の要件を具体的に定める必要があるのではないか。
 - (2) で緊急時の例外を認める場合に、その要件をどのように定めるか。
 - 一時保護の期間が一定期間を超えることの適否を審査する場合に、何を要件とするか。
- (4) 保護者の同意について
 - 一時保護が親権の制限であることを踏まえ、保護者の同意がない場合のみを対象とすることが考えられないか。
 - 保護者の同意の確認方法をどのように考えるか。
 - ・ 保護者が異議を申し立てる仕組みとするか。
 - ・ 保護者の同意書を取ることにするか。

(5) 子どもの意向の取扱いについて

- 裁判所の審査に当たって、子どもの意向に配慮する必要があるか。
 - ・具体的に子どもの意向をどう確認するか。

(6) 裁判所の具体的な審査手続について

- 事前審査／緊急の事後審査／更新時の審査における具体的な審理手続・児童相談所等が提出することができる証拠として、それぞれのどのようなものが考えられるか。
- 28条審判と同様に、監護者、親権者、未成年後見人及び児童（15歳以上のものに限る）の陳述を聴くべきか。
 - ・緊急時の職権による一時保護の場合の取扱をどうすべきか。

(7) 不服申立てについて

- 28条審判と同様に、高等裁判所に即時抗告ができることとするか。
- 行政訴訟との関係をどのように考えるか。

留意点・課題

- 緊急時の対応に支障が出ないか。児童相談所が必要な一時保護をためらうことがないか。
- 行政不服審査や行政訴訟との関係をどう考えるか。
- 児童相談所が、事務負担に対応することができるか。
 - ・裁判所の関与を強化することで、保護者が同意しないケースは増加するのではないか。
 - ・保護者の同意が得られる時期が不明であること、また、同意が撤回される可能性を考えれば、すべてのケースで申し立ての準備をしておく必要があるのではないか。
- 児童相談所の体制整備（弁護士配置等）の必要性
- 家庭裁判所の体制整備の必要性
- 児童相談所や家庭裁判所の体制整備と併せて計画的に仕組みを構築していくことも考えられるのではないか。（ロードマップの提示等）

2. 裁判所命令について

目指す方向性(案)

保護者指導の実効性を高めるため、裁判所が直接保護者に対して行政機関の指導に従うことを義務付ける裁判所命令の仕組みを設けることが考えられるのではないか。

論点

- (1) 裁判所命令を設けることが必要な理由・立法事実について
 - 現行制度における問題点・課題は何か。
 - ・行政の指導では必ずしも実効性が高くないため、裁判所が直接保護者に指導命令を行う制度が必要ではないか。
 - ・保護者と行政が対立関係にある中で、裁判所が第三者的な立場で命令を行うことは意義があるのではないか。
 - ・具体的にどのような場面において、裁判所命令のニーズがあるのか。
- (2) 裁判所命令の具体的な内容について
 - 児童相談所が策定した支援プランをもとに、裁判所が具体的な命令を行うことが考えられるか。
 - ・例えば、現在、児童相談所が行っている指導（児童相談所への通所、保護者指導プログラムの受講、家庭環境の改善、必要な医療の受診など）について、裁判所が何らかの命令を行うことが可能か。
- (3) 裁判所命令の適用場面や要件について
 - 現行の行政措置の範囲や家庭裁判所による親権制限の範囲との関係を踏まえ、適用場面や要件を定める必要があるのではないか。
 - ・28条審判や親権制限審判など、裁判所の審判が行われている場合
 - ・一時保護や同意入所の場合
 - ・在宅ケース（児童福祉司指導）の場合
- (4) 裁判所命令の具体的な仕組みについて
 - 現行法上の裁判所による都道府県知事への勧告や都道府県知事による保護者への勧告との関係をどう整理するか。
 - 申立ては、児童相談所長及び施設長に限るか。
 - 審理手続をどのように考えるか。
- (5) 裁判所命令の実効性を確保する方策について
 - 罰則を設けることで実効性を確保することとするか。
 - 命令に従わない場合に、より制限の強い措置（施設入所等の措置や親権停止等の申立て）に移行する仕組みとするか。

(6) 不服申立てについて

- 高等裁判所に即時抗告ができることとするか。(DV防止法の例)

留意点・課題

- 裁判所命令の創設により、保護者への指導の実効性が従来より高まると言えるのか。
- 行政と司法の役割分担の中で、裁判所が行政の処分を受けるよう保護者に命令することについて、法制的にどう整理するか。
- 裁判所の中立性が損なわれるのではないか。
- 命令の具体的な内容が適切かどうかについて、裁判所が審査できるのか。

3. 面会通信制限、接近禁止命令について

目指す方向性(案)

面会通信制限、接近禁止命令について、裁判所を命令の主体とする仕組みを導入することが考えられるのではないか。また、接近禁止命令については、現行では28条による措置が前提となっているが、一時保護や同意入所の場合にも、対象範囲を拡大することが考えられるのではないか。

論点

- (1) 裁判所を命令の主体とすることが必要な理由・立法事実について
 - 現行制度における問題点・課題は何か。
 - ・面会通信制限や接近禁止命令は親権の強い制限であることから、司法の関与を強化することが望ましいのではないか。
 - ・現行の対象範囲以外でも、子どもの安全の確保のため、面会通信制限や接近禁止命令が必要な場合があるのではないか。
- (2) 裁判所が判断する際の具体的な要件について
 - 命令の適否を審査するための要件を定める必要があるが、どのような要件が妥当か。
- (3) 裁判所の具体的な審査手続について
 - 例えば、口頭弁論又は審尋の期日を経る必要があることとすることが考えられないか等、裁判所における具体的な審理手続をどのように考えるか。(DV防止法の例)
 - 児童相談所等が提出する証拠としてどのようなものが考えられるか。
- (4) 命令の実効性を確保する方策について
 - 面会通信制限についても、罰則を設けるか。(現行の接近禁止命令の罰則：一年以下の懲役又は百万円以下の罰金)
 - 命令に従わない場合に、より制限の強い措置(施設入所等の措置や親権停止等の申立て)に移行する仕組みとするか。
- (5) 接近禁止命令の対象範囲の拡大について
 - 28条措置に限らず、一時保護や同意入所の場合に拡大するか。
 - 一時保護や施設入所等の場合に限らず、虐待を行った保護者と別居し、親族宅等で生活している場合に拡大するか。
- (6) 不服申立てについて
 - 高等裁判所に即時抗告ができることとするか。(DV防止法の例)

留意点・課題

- 緊急時の迅速性が損なわれるのではないか。
- 行政不服審査や行政訴訟との関係をどう考えるか。
- 現在の利用件数に鑑みて、制度を拡大する必要性がどの程度あるのか。

4. 親権停止制度の活用について

目指す方向性(案)

児童福祉法第28条措置や親権停止等について、必要に応じて、より適切に法的権限を使い分けられるよう、児童相談所運営指針等において、明確にする。

5. 28条措置に係る裁判所の承認について

目指す方向性(案)

児童福祉法第28条に基づく裁判所の承認は、措置先を複数併記して承認を受けることが可能であり、全国の児童相談所及び家庭裁判所に、こうした対応が可能である旨を改めて周知する。

個別の論点と本検討会における構成員の主なご意見について
＜特別養子縁組＞（未定稿）

個別の論点	
子どもの年齢について	<div data-bbox="504 430 952 502" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>専門委員会報告（提言）（抄）</p> </div> <div data-bbox="504 502 1960 790" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 5px;"> <p>次のような個別の意見があったことも踏まえつつ、関連する制度の見直しに関し、関係機関と調整の上、可及的速やかに検討を開始するべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則6歳未満とされている現行の年齢制限について、子どもに永続的な家庭を保障するという視点に立てば、児童福祉法が対象とする全ての年齢の子どもが特別養子縁組の対象となるよう、年齢制限を見直すべきである。 </div>
	<div data-bbox="1108 821 1377 853" style="text-align: center;"> <p>構成員の主なご意見</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的には、全ての未成年者を特別養子縁組の対象とすべきと考えるが、日本では長く普通養子縁組制度が適用されてきた歴史的経過を踏まえ、一定の年齢の子どもには、特別養子縁組か普通養子縁組かを選択できるようにする又は特別養子縁組に係る同意権を付与するといったことも必要と考える。 ・ ある程度の年齢になると、実親の記憶を消すことはできず、年長の子どもに対しては、特別養子縁組制度はあまり適切でない。要保護児童に家庭環境を与える手段としては、里親が適切と考える。 ・ 子どもが親を記憶しているかどうかという事と、特別養子縁組を利用できるかどうかというのは別問題と考えており、現行の家族法において、15歳以上は本人の意思による身分行為が原則とされていることを踏まえ、特別養子縁組は15歳未満とすることが適切と考える。 ・ 特別養子縁組の判断基準として、子どもの福祉の必要性、縁組の必要性を基準とし、年齢で妨げられてしまうことがないようにする必要がある。

- ・ リーガルパーマネンシーがあらゆる年代の子どもにとって必要であるという認識あるいは理念を法律で明確にする必要がある。
- ・ 普通養子縁組を含めて1歳以上、幼児以降の縁組というのは、児童相談所に関してはほとんど行われていない、民間機関は児童相談所以上に新生児の割合が多いという現実の中で、幼児以降の子ども達に縁組をどう提供するかということを含めた検討が必要。
- ・ 代表的な限界事例としては、①実親の居所は分かっているが面会交流、意思表示がなく、同意を取れた時には6歳を超えていたので普通養子縁組を打診したが、実親との法的関係に養親が不安を感じた、②実親の居所は分かっているが、面会交流がなく、意思表示が得られないまま時間が経過した、③面会交流が途絶えて行方不明状態となり、行方不明状態と認定した段階で6歳直前であったため、養親が不安を感じた、④母の同意は得られたが、戸籍上の父の同意を得ることが困難、⑤28条審判により里親委託し、里親には特別養子縁組の意向はあるが、実親に個人情報を知られることを養親が非常に不安を感じたといったケースがある。
- ・ 年齢が大きくなるほど親子関係の形成は難しく、経験上10歳が限界。10歳で縁組後の親子関係が継続していくだけの信頼性をつくるというのは極めて難しい問題があり、全てが成功するわけではない。
- ・ 年齢の高い養子縁組は、養親側の需要もなく、養育する覚悟ができる養親希望者はほとんどいないと思っているが、まれにそういったことがあった場合に、特別養子縁組ができるよう、そういう意味での年齢制限の突破が自分たち支援者にとっての願い。
- ・ 民法の改正を含めて上限年齢を引き上げることについては、確かにこの法律ができた1987年とか1988年当時は6歳以降であるニーズは高かったかもしれないけれども、今の段階で、現実、特別養子縁組については、ほとんどの相談開始が1歳未満というところなので、施設の長期化いかに予防するかということと、今、この年齢の上限を引き上げることによって、逆に申し立てする時期を長期化する、遅滞化させるという可能性もあるということを考えて方がいい。
- ・ 1歳未満の子どもを何歳の夫婦に委託することが大事かということを考えると、やはり私たち家庭養護促進協会は親子の最大年齢差を40歳と従来決めて頑張ってきたけれども、養親の申込者が非常に高齢化している中で、それを

